

## 今月の経理情報

今回のテーマ： インボイス制度における仕入税額控除～インボイス不要な場合～

10月1日のインボイス制度開始にあたり、原則として、仕入税額控除を行うには取引先から交付を受けたインボイス（適格請求書）の保存が必要となりますが、インボイスの交付が受けられない場合には帳簿のみの保存で仕入税額控除が可能です。

## 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

	項目	インボイス 交付の有無
①	3万円未満の公共交通機関による旅客の運送	インボイス交付が免除されている取引
②	3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等	
③	郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）例：郵便切手を購入し、切手を貼って郵便ポストに投函	
④	適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）が、記載されている入場券等が使用の際に回収される取引 例：ライブハウスや演劇で回収されるもの	交付されるが、回収される取引
⑤	従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当） 例：所基通9-3の範囲で従業員に支給する通勤手当	インボイスの交付義務がない者との取引
⑥	古物営業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの古物の購入	
⑦	質屋を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの質物の取得	
⑧	宅地建物取引業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの建物の購入	
⑨	適格請求書発行事業者でない者からの再生資源及び再生部品（購入者の棚卸資産（古紙、空びん、廃自動車、廃家電製品等）に該当するものに限る。）の購入	

## 帳簿のみの保存で仕入税額控除が受けられる記載要件

- ・ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
  - ・ 課税仕入れを行った年月日、場所等
  - ・ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
  - ・ 課税仕入れに係る支払対価の額
- + 上記の①～⑨区分のいずれかの仕入れに該当する旨を追記することが必要となる

## お見逃しなく！

9月30日までにインボイス登録申請を行ったものの、10月1日までに登録番号が未達の事業者の場合、①「事前にインボイス交付が遅れる旨を先方に伝え、通知後にインボイスを交付する」②「登録番号のない請求書等を交付し、通知後に改めてインボイスを交付し直す」③「交付済請求書等との関連性を明らかにした上で、インボイスに不足する登録番号をメール等でお知らせする」といった対応が可能です。